

## 別記5

### 総合評価審査会規程（準則）

#### （設置）

第1条 この審査会は、総合評価競争入札の実施に当たり、次条に定める事項について審議を行うため設置する。

#### （審議事項）

第2条 審査会は、〇〇が発注しようとする〇〇契約において、総合評価競争入札の方法によろうとする場合に、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合評価競争入札の方法によることの適否
- (2) 落札者決定基準の項目の追加（必要がある場合に限る）
- (3) 入札価格及び提案書の総合評価による最も有利なものの決定
- (4) 低入札価格調査制度に基づく調査

#### （組織）

第3条 審査会は、次の職にあるものを構成員として組織する。

- (1) 〇〇課長
- (2) 〇〇課〇〇グループ主幹
- (3) 〇〇課〇〇グループ主査
- (4) 〇〇課〇〇グループ主任

2 審査会長は、課長を充てる。

#### （審査会長）

第4条 審査会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 審査会長に事故があるときは、審査会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

#### （会議）

第5条 審査会は、審査会長が招集する。

2 審査会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

3 議事は、出席構成員の3分の2以上の賛成によって決する。

4 審査会長は、審査会の議事に必要な場合、説明員として必要と認める者を審査会に出席させることができる。

#### （審査会の庶務）

第6条 審査会の庶務は、〇〇課〇〇グループが処理する。

#### （審査会長への委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会長が定める。

総合評価審査会規程（準則）

（設置）

第1条 この審査会は、総合評価競争入札の実施に当たり、次条に定める事項について審議を行うため設置する。

（審議事項）

第2条 審査会は、〇〇が発注しようとする〇〇契約において、総合評価競争入札の方法によろうとする場合に、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合評価競争入札の方法によることの適否
- (2) 落札者決定基準の項目の追加（必要がある場合に限る）
- (3) 入札価格及び提案書の総合評価による最も有利なものの決定
- (4) 低入札価格調査制度に基づく調査

（組織）

第3条 審査会は、次の職にあるものを構成員として組織する。

- (1) 施設長
- (2) 事務局長
- (3) 総務課長
- (4) 〇〇課長

2 審査会長は、施設長を充てる。

（審査会長）

第4条 審査会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 審査会長に事故があるときは、審査会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、審査会長が招集する。

2 審査会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

3 議事は、出席構成員の3分の2以上の賛成によって決する。

4 審査会長は、審査会の議事に必要な場合、説明員として必要と認める者を審査会に出席させることができる。

（審査会の庶務）

第6条 審査会の庶務は、〇〇課〇〇係が処理する。

（審査会長への委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会長が定める。